

令和3年8月4日

住民監査請求（自衛隊への名簿提供等）に係る監査結果について

令和3年6月4日に提出を受けた地方自治法第242条に基づく住民監査請求について、監査を実施し、同年8月2日、別紙のとおりその結果を請求人へ通知（送付）しました。

なお、同年8月5日までに下記の福岡市監査事務局ホームページに掲載するとともに、同年8月下旬に福岡市公報へ掲載する予定です。

（ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kansajimu/kansa1/shisei/kansa/index.html>）

※ なお、監査結果通知文中、請求人のうち個人の氏名（11 頁目別表）については、請求人本人の意向及び個人情報保護の観点から一部被覆しています。

（担当課） 監査事務局監査総務課

（電 話） 7 1 1－4 7 0 3（内線7 2 0 1）

（担 当） 松熊

〈参考〉

地方自治法（抜粋）

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

令和3年8月2日

請求人 脇 義重 ほか1団体・個人23名 様

福岡市監査委員	大 原 弥寿男
同	尾 花 康 広
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

令和3年6月4日に提出のあった住民監査請求（福岡市職員措置請求）について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第1 住民監査請求の提出

1 住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）の内容等

(1) 請求人

別表のとおり。

(2) 提出日

令和3年6月4日

(3) 請求の要旨（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま。）

地方自治法第242条に基づき、福岡市が、2020年6月5日に、福岡市の18歳13,142人と22歳16,675人の計29,817人市民の個人情報をもとに名簿にして自衛隊に渡した行為にともなった公金の支出（人件費、名簿印刷費、通信費等）の損害の回復のため、右損害額を福岡市長に賠償させることを求め、次のとおり措置請求する。

1 請求の趣旨

地方自治法第242条に基づき、福岡市が、2020年6月5日に、福岡市の18歳

13,142人と22歳16,675人の計29,817人市民の個人情報を名簿にして自衛隊に渡した行為にともなった公金の支出（人件費、名簿印刷費、通信費等）の損害の回復のため、右損害額を福岡市長に賠償させることを求め、次のとおり措置請求する。

福岡市長は、2020年1月6日の市長記者会見で、自衛官募集の対象となる住民の個人情報について、住民基本台帳の閲覧・書き写しの許可に留めていたのを、紙と電子媒体で自衛隊側に提供する福岡市の方針を明らかにし、同年6月5日に29,817人市民の個人情報を名簿にして自衛隊に渡した。

この名簿提供は、人々はすべての基本的人権の享有者であり、個人として尊重されたとした憲法や福岡市の基本は住民の福祉増進であるとする地方自治法に違反し、個人情報保護法や福岡市個人情報保護条例に違反する。

福岡市が住民基本台帳で保有する18歳や22歳の福岡市民の個人情報を本人に知らせることなく、また本人の同意を得ることなく、名簿にして自衛隊に提供することに公益性の必要はない。また、その動機が、自衛官募集に「自治体の6割以上が協力を拒否している」との安倍晋三前首相の発言であるとするれば、それは地方組織が国の末端機関として戦争遂行に協力したことの反省から、第8章を立て国と地方が対等であるとした日本国憲法を没却し地方分権一括法の趣旨や地方自治法第1条などに違反し、地方自治権を放擲するものだ。

今、「イランの危機」や「台湾海峡危機」を煽って戦争になりかねない状況になっているなかで、福岡市の若者を自衛隊員として戦地に追いやることは憲法9条や市民の福祉増進を目的にする地方自治法第1条の2に違反している。

2 公金の支出 総計は23,745.94円。明細は下に記した。

人件費 区政課の職員2名2時間で作成と推定し13,460円と算出した。その計算過程は次のとおり。

web検索の、2018年12月15日付けの「市政だより」より、2017年度福岡市職員年間平均給与額＝699.7万円を引用した。

同1時間割給与額＝4,079円（699.7万円÷[年間執務日数365日-120日]÷[日執務7時間]）と計算した。

よって、人件費＝1時間4,079円×2時間（推定）×2人（推定）＝16,316円と算出した。

名簿印刷費 情報公開請求して、名簿はA4判で605頁と用紙費は一枚が628円であること、印刷機材はレンタルであることが判明している。ただレンタル料金などが

不明であり、福岡市庁舎内コピー代金一枚当たり 10 円を参考に算定した。

印刷用紙代=0.628 円×605 枚=379.94 円

印刷通し代=一枚 10 円×605 枚=6,050 円

結局名簿印刷費=6,429.94 円

通信費 自衛隊との通信費額は不明だが 1,000 円と推定した。

人件費 16,316 円

名簿印刷費 6,429.94

通信費 1,000

総計 23,745.94

(4) 事実証明書

- ア 2020 年 4 月 15 日付 福岡市政だより
- イ 2020 年 6 月 20 日付 朝日新聞朝刊記事
- ウ 2020 年 11 月 22 日付 公文書公開請求書受付第 1560 号の写し
- エ 2020 年 11 月 30 日付 公文書非公開決定通知書市区第 309 号の写し
- オ 2020 年 11 月 30 日付 公文書公開決定通知書市区第 309 号の写し
- カ 2020 年 11 月 30 日付 公文書公開決定通知書市区第 309 号添付の「分類番号 6 用紙類」
- キ 2020 年 11 月 30 日付 公文書公開決定通知書市区第 309 号添付の「名簿提供件数」
- ク 2020 年 1 月 9 日付 福岡市長への名簿提供取り消しを求める 7 団体共同申し入れ文
- ケ 2020 年 1 月 9 日付 個人情報保護審議会長への名簿提供に「ならない」と答申を求める文
- コ 2020 年 2 月 22 日付 自衛隊への名簿一括提供を許さない！市民集会決議文
- サ 2020 年 3 月 11 日付 福岡市議会への請願文
- シ 2020 年 3 月 24 日付 福岡市議会への請願文
- ス 2020 年 1 月 14 日付 福岡市長への抗議・申し入れ文
- セ 2020 年 3 月 25 日付 福岡市議会への請願文
- ソ チラシ「若者（18 歳・22 歳）約 3 万人分が自衛隊に！」
- タ チラシ「名簿問題シンポジウム」

チ 平成 28 年 7 月 7 日請求受付住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

2 要件審査

本件請求は、自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、令和 3 年 6 月 14 日、これを受理した。

ただし、請求人のうち●●●●●氏及び●●●●●氏については、請求書に記載された住所地に該当の住民票がなく、福岡市に居住実態があることを証明する書類の提出もなかったことから、同日却下した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

福岡市が令和2年6月5日に、福岡市の18歳13,142人と22歳16,675人の計29,817人の市民の個人情報をもとに名簿にして自衛隊に渡した行為に伴う公金の支出の違法性・不当性の有無について監査を行った。

2 監査対象部署

市民局区政課、総務企画局情報システム課及び財政局財産管理課

3 請求人による陳述

令和3年7月14日、請求人による陳述を聴取した。なお、市民局区政課の関係職員が立会いを行った。

4 監査対象部署の関係職員による陳述の聴取

令和3年7月14日、市民局区政課の関係職員による陳述を聴取した。なお、請求人が立会いを行った。

5 監査対象部署に対する監査

(1) 市民局区政課に対する監査

市民局区政課職員に対し、令和3年7月9日及び同年同月16日に自衛隊への名簿提供にかかる事務の概要及び当該事務に関連する公金の支出について、関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(2) 総務企画局情報システム課に対する監査

総務企画局情報システム課職員に対し、令和3年7月20日に名簿作成にかかる公金の支出について、関係書類の調査及び聴取調査を行った。

(3) 財政局財産管理課に対する監査

財政局財産管理課職員に対し、令和3年7月16日に名簿提供にかかる公金の支出について、関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第3 監査の結果

1 確認した事実

(1) 名簿提供にかかる事務等について

① 人件費について

市民局区政課職員のうち、令和2年6月1日から5日にかけて自衛隊への名簿提供にかかる事務に従事したのは職員2名及び会計年度任用職員1名であり、給料及び手当等が支給されている。

② 名簿印刷費について

名簿印刷に当たっては、市民局区政課に設置され、課内で共有して利用されている電子複合機及びプリンターが使用され総務企画局情報システム課において、リース料金が、市民局区政課においてコピー用紙代、トナー代が支出されている。

③ 通信費について

名簿提供について、自衛隊職員との連絡方法は、電話又は福岡市役所における面談である。当該連絡に用いた市民局区政課が利用している電話回線については、財政局財産管理課において契約し、料金が支出されている。

(2) 名簿提供に至る経緯について

① 個人情報の第三者提供について

福岡市では、個人情報保護について、個人情報保護条例を定めており、福岡市個人情報保護条例第10条第2項各号に当てはまる場合は、実施機関以外の者へ提供できる。

同条第6号では、「前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」と規定されている。

② 今回の名簿提供にかかる手続

自衛隊法第97条第1項により、従前より福岡市は自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行っており、その経費は、同条第3項により国において負担することとなっている。

自衛隊は、当該自衛官募集にあたり、令和元年以前から、募集対象者情報を紙媒体や電子媒体で提供するよう依頼していた。

これに対し、福岡市では、住民基本台帳法第11条第1項により住民基本台帳の閲覧を認めることで対応していた。

令和2年1月に福岡市の住民記録システムを刷新したことを契機として、自衛隊

への情報提供方法について検討を行うこととした。

自衛隊が名簿提供を依頼するに当たり根拠としている、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定をもって、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号「法令等に定めがあるとき。」に該当するか検討したが、自衛隊法施行令第120条においては、「資料の提供を求めることができる」という規定であり、明確に第1号に該当するとは判断できないと結論し、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第6号に基づき、令和2年2月7日個人情報保護審議会に諮った。令和2年2月14日付個人情報保護審議会の答申「個人情報の公益上の取扱いについて（答申）」（令元福個答申第4号）により、自衛官等募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについては、公益上の必要性が認められるものと判断されたが、提供に当たり以下の措置を講ずるよう要望を受けた。

ア 個人情報を提供する際の媒体は紙のみとし、提供する情報は、適齢者の「氏名」及び「住所」に限ること。

イ 提供する情報の取扱いについては、目的外利用の禁止等の情報管理の徹底及び事務終了後の確実な廃棄並びにこれらの実施状況に関する報告を書面で求めるなど、個人情報保護の観点から厳格な措置を講じること。

ウ 毎年度、情報の提供に先だって、公益上の必要性に関する説明を含めた市民への周知を行い、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じること。

エ 毎年度、自衛隊に個人情報を提供したことについて、公表を行うこと。

福岡市は、上記答申を踏まえ、「自衛官等募集事務における募集対象者情報の提供等について（方針決裁）」（令和2年3月26日市民局長決裁）において、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第6号に基づく「公益上の必要があるもの」として、自衛隊へ住民基本情報を提供することを決定し、令和2年6月5日、福岡市役所において自衛隊職員に名簿を手渡した。

③ 個人情報保護審議会において出された要望への対応について

ア 令和2年6月5日に提供された名簿は、紙媒体のみであり、当該名簿に記載された情報は、適齢者の「氏名」及び「住所」のみであった。

イ 「福岡市住民基本情報の提供等に関する要綱」（令和2年4月1日施行）により、法令で定める事務の遂行のために必要である場合における住民基本情報又はその一部の国等への提供について必要な事項等を定めたほか、令和2年4

月 1 日に自衛隊福岡地方協力本部と「募集対象者情報の取扱いに関する協定」を締結し、目的外利用の禁止、募集対象者情報の適正な管理、事務完了後の確実な廃棄等について定めた。また、当該協定に基づき、令和 3 年 3 月 30 日に自衛隊福岡地方協力本部より廃棄状況の分かる写真が添付された廃棄報告書を受領している。

ウ 「福岡市自衛官等募集事務に係る募集対象者情報の除外申請に関する事務処理要領」（令和 2 年 4 月 1 日施行）を定め、当該要領に基づき、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じ、その結果、233 名について名簿から除外を行った。また、次の広報媒体を通して、公益上の必要性に関する説明をし、自己の情報を提供してほしくない旨の意思表示を行った市民については、提供する情報から除外する措置を講じる旨周知した。なお、広報媒体ごとの掲載時期等については、次に示すとおりである。

市政記者への資料配布 令和 2 年 3 月 31 日

福岡市ホームページ 令和 2 年 4 月 1 日、同年同月 9 日、同年 5 月 21 日、
同年 6 月 2 日

市政だより 令和 2 年 4 月 15 日号

福岡市公式ツイッター 令和 2 年 4 月 1 日、同年 5 月 21 日

福岡市メールマガジン 令和 2 年 4 月 9 日

ポスター掲示（市内 高校及び大学 計 56 校） 令和 2 年 4 月 3 日（発送日）

ポスター掲示（各区役所及び各出張所） 令和 2 年 4 月 7 日（発送日）

ポスター掲示（公民館・市民センター） 令和 2 年 5 月 14 日（発送日）

チラシ配布（各区役所及び各出張所） 令和 2 年 4 月 10 日（発送日）

エ 令和 2 年 6 月 8 日に福岡市ホームページに、令和 2 年 6 月 5 日に自衛隊に個人情報を提供した旨を公表した。

なお、ウ及びエの事項に関しては、令和 3 年度においても実施された。

2 判断

(1) 名簿提供にかかる公金の支出について

① 人件費について

名簿提供の事務に従事した職員への人件費の支給については、関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金支出はなかった。

② 名簿印刷費について

名簿印刷に要した費用（プリンター及び電子複合機のリース料、用紙購入費等）については、関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金支出はなかった。

③ 通信費について

自衛隊との連絡に用いた電話回線の費用については、関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金支出はなかった。

(2) (1)の支出の前提となった行為について

上記(1)により、当該支出行為に手続違反がなくても、先行する非財務会計上の原因行為により違法と判断される場合がある。

最高裁平成4年12月15日判決（1日校長事件）においては、財務会計上の行為を行う権限を有する職員に対し、地方自治法に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、「先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られる。」（判決文より抜粋）とされ、先行する原因行為が「著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するものとは解し得ないから、被上告人としては、東京都教育委員会が行った本件昇格処分及び本件退職承認処分を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務があるものというべきであり、したがって、被上告人のした本件支出行為が、その職務上負担する財務会計法規上の義務に違反してされた違法なものということとはできない。」（判決文より抜粋）とされている。

この判例の考え方から、先行する原因行為（以下、「先行行為」という。）が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するときに限り、これを看過してされた後行行為は財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなると解される。

本件においては、先行行為である名簿の提供と、後行行為である名簿の提供のため

の費用の支出は密接でかつ一体的なものと考えられるため、先行行為が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し違法であると判断された場合に、費用の支出自体不適正とみなされるものと考えられ、検討が必要となる。

(3) 名簿提供にかかる手続について

1 (2)①にあるとおり、福岡市では、個人情報保護について、憲法、地方自治法及び個人情報保護法にのっとり、個人情報保護条例を定めており、福岡市個人情報保護条例第10条第2項各号に当てはまる場合は、個人情報を実施機関以外の者へ提供できる。

今回の名簿提供に当たっては、福岡市個人情報保護条例第10条第2項第6号に基づき、令和2年2月7日個人情報保護審議会に諮ったところ、自衛官等募集事務に利用することを目的として自衛隊に個人情報を提供することについては、公益上の必要性が認められるとの答申を得たものである（令和2年2月14日答申）。

これを受けて実施機関である福岡市長は、「自衛官等募集事務における募集対象者情報の提供等について（方針決裁）」（令和2年3月26日市民局長決裁）により、公益上の必要があると認めたとうえで、提供を決定しているものであり、法令に従った事務を行っている。

3 結論

以上のとおり、福岡市が令和2年6月5日に個人情報を名簿にして自衛隊に渡した行為に伴う公金の支出についても、また、その原因となった名簿提供についても、違法性・不当性は認められないため、請求人の主張には理由がなく、本件請求を棄却する。

別表（請求人一覧）

脇 義重	倉掛 直樹
森 文子	宮島 武郎
前田 京子	古瀬 加奈子
上戸 洋子	須河内 隆夫
馬場 紀子	木村 眞昭
山口 玲子	鈴木 正昭
山本 節子	●● ●●●
筒井 陽子	大塚 龍昇
川本 光治	原 豊典
和田 幸之	本河 知明
安倍 智子	福澤 利子
●● ●●	上村 陽一郎
福岡地区合同労働組合	●● ●●●（却下）
●● ●●（却下）	